

中国新法規速報 (2021 年 4 月号)

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2021 年 3 月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	上場会社による株券に対する質権設定に対する人民法院による凍結をさらに規範化する業務に関する意見
発布機関	最高人民法院、最高人民検察院、公安部、中国证券监督管理委员会
発布日	2021 年 3 月 1 日
内容説明	現在、上場会社による株券に対する質権設定について、標準を超えて凍結されること、凍結される株券の情報開示が不完全であること、株券に対する質権者が質権を実行するのが困難であること等の問題が存在しているところ、当該意見においては、明確な解決案が定められ、また、質権者が合意譲渡等の方式により自ら換価して質権を実行することができることが定められた。法院は、システムにおいて既に標記された株券に対する質権設定について強制換価を行うことができる。当該意見は、上場会社による株券に対する質権設定の様々な処分方式に対し明確な根拠を提供するものとなっている。

規定名称	知的財産権侵害民事事件審理に対する懲罰的賠償の適用に関する解釈
発布機関	最高人民法院
発布日	2021 年 3 月 2 日
内容説明	2020 年に制定された「民法典」においては、知的財産権分野の懲罰的賠償制度が総括的に定められたところ、それに呼応して、2020 年に改正された「著作権法」、「特許法」においては、1 ないし 5 倍の懲罰的賠償制度が定められ、2019 年に改正された「商標法」、「不正競争防止法」との統一が保たれ、中国の知的財産権分野の懲罰的賠償制度がほぼ確立されることになった。当該解釈においては、知的財産権侵害民事事件審理における懲罰的賠償制度の適用範囲、請求内容及び期間、故意及び情状が重大である場合における認定、計算基数及び倍数の確定、発効期間等について、具体的な規定がなされている。

規定名称	虚偽訴訟犯罪懲罰業務をさらに強化することに関する意見
発布機関	最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部
発布日	2021 年 3 月 4 日
内容説明	虚偽訴訟犯罪とは、行為者が単独で、又は他者と悪意により通謀して、証拠の偽造、居地の

	<p>陳述等の手段を講じ、民事事件の基本的事実を捏造し、民事紛争を虚構し、人民法院に対し民事訴訟を提起し、司法秩序を妨害し、他者の適法な權益を著しく侵害したことにより、法により刑罰・処罰を受けるべき行為を指す。当該意見においては、虚偽訴訟犯罪の兆候移送及び案件調査という具体的な問題について定められ、法院及び検察院が職責履行の過程において虚偽訴訟犯罪の兆候を発見した場合において法により公安機関に対し必要な書面資料を移送することが明確化された。また、虚偽訴訟犯罪に関連する民事訴訟及び刑事訴訟手続の関連性についても定められた。さらに、虚偽訴訟問題に参加する非常に数少ない司法業務人員及び弁護士等に対し責任追及を行うための相対的原則も定められた。</p>
--	--

規定名称	外資保険会社管理条例実施細則（2021改正）
発布機関	中国銀行保険監督管理委員会
発布日	2021年3月10日
内容説明	<p>今回の改正内容は、第一に、出資者の変更及び参入許可に対する要求を完全化するために、外資保険会社が出資者を変更し、譲受当事者又は継承者が外国の保険会社及び外国の保険グループ会社である場合において「外資保険会社管理条例」及び「外資保険会社管理条例実施細則」の関連する要求に適合しなければならないことが定められた。第二に、国内の保険グループ会社に対する管理に関連する制度を完全化するために、外国の保険会社及び外国の保険グループ会社が中国国内の保険会社の出資者となって保険グループ会社を設立する場合において「外資保険会社管理条例」及び「外資保険会社管理条例実施細則」における出資者の資質及び申請資料等に関する規定を準用することができることが明確化された。第三に、外商投資安全審査について原則的規定がなされ、発展改革委員会及び商務部により発布された「外商投資安全審査弁法」との連結性が高められた。</p>

規定名称	よく見られるモバイルアプリケーションソフトウェアにおける必要な個人情報の範囲に係る規定
発布機関	国家インターネット情報事務室、工業及び情報化部、公安部、国家市場監督管理総局
発布日	2021年3月12日
内容説明	<p>当該規定においては、ナビゲーション、オンライン配車、インスタントメッセージ、オンラインショッピング等の39種類のよく見られるモバイルアプリケーションソフトウェアにおける必要な個人情報の範囲について、ユーザーが必要ではない個人情報の提供に同意しないことを原因として、ユーザーがアプリの基本的機能・サービスを使用することをその運営者が拒否してはならないことが明確に定められた。アプリ適用の範囲には、モバイルインテリジェント端末にプレインストールされ、ダウンロードされてインストールされるアプリケー</p>

	<p>ションソフトウェアのほかに、アプリケーションソフトウェアのオープンプラットフォーム接続に基づき開発された、ユーザーがインストールしなくても使用することのできるミニアプリも含まれることが明確化された。</p>
--	--

規定名称	オンライン取引監督管理弁法
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2021年3月15日
内容説明	<p>当該弁法においては、第一に、オンライン経営主体登記問題について、「電子商務法」所定の「零星小額」及び「便民労務」の2種類の登記免除の事由が明確に定められ、オンライン経営主体の全体的なコンプライアンス性が高められた。第二に、ソーシャルコマース、ライブコマース等のオンライン取引の新業態について、オンラインサービス提供者の役割・位置づけが明確化され、各当事者の責任・義務が明確化された。第三に、オンライン取引プラットフォーム経営者について、主体責任が明確に定められ、経営行為の規範化の具体化、コーポレートガバナンスの強化が促されている。第四に、オンライン消費者の個人情報の収集使用規則について詳細な規定がなされ、個人情報の安全性の保護が具体化された。第五に、現在のオンライン取引に見られる、自動延長更新料、商業性情報の発信、商品の抱き合わせ販売等の行為について規範化する規定がなされ、虚偽の取引、誤導性のある展示・評価、虚偽の流量データ等の新しい不正競争行為について明確な規制がなされ、各種のオンライン消費における権利侵害行為が禁止されている。</p>

規定名称	文化及び旅行市場における信用監督管理の強化に関する事項に関する通知
発布機関	文化及び旅行部事務庁
発布日	2021年3月24日
内容説明	<p>当該通知においては、文化及び旅行部が全国の文化市場技術監督管理サービスプラットフォームに委託して、文化市場ブラックリスト管理システムを改造・アップデートし、また、全国の旅行監督管理サービスプラットフォームに委託して、旅行市場信用管理システムを新設したことが通知された。新しい文化市場ブラックリスト管理システムは、2020年12月15日から既に運用されており、また、旅行市場信用管理システムは、2021年3月31日から運用されている。各文化及び旅行行政部門は、法により、文化市場及び旅行市場において著しく信用を失墜した主体のうち、条件に適合するものをブラックリストに組み入れ、信用上の懲戒を実施し、監督管理機能を強化することになる。</p>

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍